

平成29年度 第2回安城市市民参加推進評価会議 会議録

日時：平成29年12月13日(水)午前10時～午後0時20分

場所：安城市役所 第10会議室

出席委員：荻野委員、杉浦委員、小島委員、吉村委員、昇委員、岩井委員、石原委員
小森委員、川澄委員

事務局：三星部長、牧課長、澤田課長補佐、満島、神尾

欠席委員：神谷委員

傍聴者：なし

典礼：

ただいまから平成29年度第2回安城市市民参加推進評価会議を開催いたします。

(市民憲章唱和)

典礼：

ありがとうございました。ご着席ください。

まず初めに、神谷学安城市長からご挨拶申し上げます。

市長：

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、平成29年度第2回安城市市民参加推進評価会議にご出席いただき誠にありがとうございます。

安城市におきましては、自治基本条例の理念を受けまして、平成23年4月1日に市民参加の手法や市民参加の基本的な事項を定めた安城市市民参加条例を制定いたしました。条例の中で、市民参加とは、市の施策の企画立案実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動することと規定いたしております。そして条例制定後は、市民参加を適切に推進するため、この市民参加推進評価会議を設置いたしました。

評価会議には、審議会の公開状況、パブリックコメント、市民説明会、ワークショップなど、市民参加の手法や回数等についての評価をお願いさせていただいております。評価会議の皆様からいただいた結果は、各課にフィードバックするとともに、市公式ウェブサイトにも掲載し、市民へ情報を公開いたしております。

本市における市民参加を推進するための具体的な取り組みは、平成28年度からスタートした第8次総合計画に参加と協働というテーマを掲げ、市民が市政に参加しやすくするための情報提供を積極的に進めることを全市民に向けて発信しました。

あわせて各講座の修了生や無作為に抽出した市民の方にご登録をいただき「市民参加パートナーバンク」を設立し、この中の登録者に積極的に審議会等に参加していただいております。

ます。さらに、行政レビューを開催し、広く市民に参加いただくとともに、市の行政サービスの必要性、方向性について評価もいただいております。これ以外にもワークショップ、パブリックコメント等を通じて、少しでも多くの方の意見を市政に反映できるよう、今後とも努力を継続してまいります。

最後になりますが、これまで取り組んでまいりました市民参加であります。私が目指すゴールにはまだまだ遠いと感じております。評価会議の委員の皆様さまざまな視点からの貴重なご意見をいただきまして、市民が主役の自治の実現を目指してまいりたいと考えております。今後も引き続きご協力をいただきますようによりしくお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきますと思います。

典 礼：

続きまして委嘱辞令を交付させていただきます。時間の都合もありますので、代表として荻野様にお受け取りをいただきたいと思っております。

皆様の辞令につきましては、お手元にありますので、ご確認ください。

〈市長より荻野様へ委嘱状の伝達〉

典 礼：

ここで、市長は他の公務のため退席させていただきます。

続きまして、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。

〈委員及び事務局自己紹介〉

典 礼：

続いて会長副会長の選出に移りたいと思っております。

選出につきましては市民協働課長より進めさせていただきます。

市民協働課長：

会長副会長の選出について、説明させていただきます。

今回初めて委員になられた方が多くいらっしゃいますので、市民参加推進評価会議の目的などについて説明をさせていただきます。資料の 4 の市民参加条例逐条解説 13 ページに、「市民参加を適切に遂行するため市民参加推進評価会議を設置する」となっています。次に、審議の内容は、

- (1) 条例の運用状況に関する事項
 - (2) この条例の見直しに関する事項
 - (3) 市民参加の実施状況の評価に関する事項
 - (4) その他市民参加の推進評価に関する事項
- についてです。

また、第3項に、「推進評価会議は次に掲げるもののうちから15名以内の委員をもって組織する」と規定されており、

- (1) 公募による市民
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) その他市長が認めるもの
- と規定をされております。

また第4項では、5分の1以上を公募による市民とすると規定されております。今回は10人中4名を公募市民の方をお願いすることになりました。

第5項には、任期は2年と規定されております。

それでは本日が改選後、1回目の評価会議となりますので、先ほど申し上げた会長、副会長の選出をさせていただきます。

資料5の安城市市民参加条例施行規則の11条に、会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定めるということになっておりますので、これから皆様に委員の選出をしていただきたいと思います。推薦もしくは発言はございませんか。

石原委員：

町内会長連絡協議会会長の岩井洋二さんを推薦いたします。

市民協働課長：

ありがとうございました。今、石原委員から岩井委員を推薦したいというご意見がございました。皆さんいかがでしょうか。

委員：

異議なし

市民協働課長：

ありがとうございました。

では会長は岩井委員をお願いをさせていただきます。

続きまして副会長について、推薦もしくはご意見はございませんでしょうか。

荻野委員：

さんかく21・安城の会長である石原さんを副会長に推薦します。

市民協働課長：

ありがとうございます。

荻野議員から、石原委員に副会長をお願いしたいというご推薦の声がございました。委員の皆様いかがでしょうか。

委員：

異議なし

市民協働課長：

それでは、副会長は石原委員をお願いします。

続きまして次第5 岩井会長からご挨拶をお願いいたします。

岩井会長：

ご推薦いただきましてありがとうございます。先ほど申し上げましたが、市民参加推進評価が、どんなことをするのかもよくわからない新米の私でございますけれども、一生懸命やらせていただきたいと思います。

安城市は、町内会組織が非常に強力です。しかし、市民参加と言えるのかどうか、今考えているところでございます。かなり強力な団体である農協によって、昔、日本デンマークと呼ばれた安城の時代を築いており、市民参加ということについて、安城は結構皆さん関心があるのではないかと、またそのような団体もあるのではないかと考えております。これから勉強させていただき、市民参加がどうあるべきか、そういうものを評価させていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

典礼：

ありがとうございます。

それでは、次第6 議題に移らせていただきます。ここからの進行は岩井会長をお願いいたします。

岩井会長：

それでは、次第6 議題(1)に移らせていただきます。

最初に、皆様に市民参加について知っていただくため、本会議の委員でもあられます。名城大学昇秀樹先生より市民参加の必要性和課題について講話をいただきます。

昇委員は、京都大学法学部をご卒業後、旧自治省にニュースを入庁され、滋賀県、自治省財務局、自治大学校部長教授などを経て、1995年4月に、名城大学都市情報学部の教授に就任されました。地方自治まちづくり行政学を専門とされ、「愛知県NPOと行政の協働のあり方検討委員会」の座長を務めになるなど、先ほど市長も言われましたが、国や県などさまざまな審議会でご活躍されております。

それでは、昇先生よろしくお願いたします。

昇委員：

〈市民参加の必要性と課題（資料1のとおり）〉

岩井会長：

昇先生ありがとうございました。先生の講義を聞いて何かご質問等ございましたら願いたします。

わかりやすい例をたくさん上げていただいて、非常に、我々の意識がを進めることができたと思っております。

それでは、議事を進めさせていただきます。

議題（2）市民参加条例について、事務局説明をお願いします。

事務局：

〈事務局 資料2を説明〉

岩井会長：

ありがとうございました。

今のご説明につきまして、ご御意見、ご質問等がありましたら願いたします。よろしいですか。

続きまして議題（3）市民参加の評価方法について、事務局説明をお願いします。

事務局：

〈事務局 資料3を説明〉

岩井会長：

評価シートは直接送ってくださるのですか。そのとき評価シートを作成するための注意事項か何か書いてくれますか。

事務局：

はい郵送で送ります。その時に、評価シートの記入要領を同封いたします。

岩井会長：

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見ございますか。

杉浦委員：

それぞれの評価をまとめたものをこの会議で審議されると思います。評価の基準ですが、当然この市民参加をされるに当たって経費がかかるとと思いますが、評価した点数に応じた助成金を出されますか。

岩井会長：

評価は、予算等何かに反映されますか。

事務局：

特に予算への反映はしません。ただし、その施策を行うに当たって市民参加が足りない等のご意見は担当課へ伝えさせていただきます。いただいた意見を担当課が実際に行う際にやれるかどうか判断します。

次年度において、経費のかかる市民参加へのご意見は、予算要求というタイミング的に難しい面もあるかと思えます。

杉浦委員：

会議の成果として出た場合、会議の全体の意見として助言や勧告等を出されるのですか。

事務局：

委員の皆さんからいただきました意見の中で、これは伝えるといいという意見を事務局でまとめます。それを本会議に提示して、本会議として了承を得た内容を各課にフィードバックさせていただきます。

杉浦委員：

市民参加団体としての助言、指導、勧告、あるいは皆さんの評価は評価会議の中で評価が相対的に低いと場合、次年度の計画対応についてはどのように対応されているのでしょうか。

事務局：

まずこの市民参加で皆さんに評価していただく内容は、市役所の各課が、いろいろな計画や条例の策定や改定等をする内容となりますので、市民団体への勧告等はありません。各課が行う施策の内容について、市民参加が足りているかどうかについて評価をしていただきます。

市民協働課長：

皆さんに評価していただくのは、市役所の計画です。あくまでやっていただくのは市の各課が策定する計画・プラン等がきちんと市民参加の様々な手法がとられて策定しているかということをご皆さんに評価をしていただきます。

市民協働課長補佐：

審議会の皆さんの評価を、この審議会の全体の評価として、最終的に報告書としてまとめます。それを市長まで決裁をとり、各課にもフィードバックをし、またホームページ等でも公表し、外部にも公表していきます。このような形で皆さんの意見を、なるべく庁内にフィードバックさせていただく流れとなります。

小森委員：

今までの例ですと、例えば、「公募の委員が少ないのではないか」、「審議会の回数がこれでいいですか」、「審議会の委員の男女比で女性が非常に少ない」等の意見を出し、各課へフィードバックしてもらおう。

また、審議の方法として、パブリックコメントをやっていない施策に、「パブリックコメントをやってください」というと、それは予算もないためなかなか難しいため、「今回、その意見を反映するのは、すぐには難しいですね」ということになるのです。

岩井会長：

余分なことをお聞きしますが、市民参加方法の予定と実績審議会等というのを見ていますが、ここに男女比は出てくるのですか。男性が何人、女性が何人という。委員のメンバー構成は、公募市民○人、学識経験者○人、市長が必要と認めた人○人。これは全員男性なのか、そのような記載があったほうがいいですね。

事務局：

説明でお渡しした評価シートには、男女比等の項目が記載されていませんが、実際には、項目を追加したシートで調査しています。資料が誤っておりすみませんでした。

岩井会長：

以上で議題は終わらせていただきます。事務局へお返しします。

事務局：

それでは、次第7その他(1)市民参加を推進するためのガイドラインについて事務局より説明をさせていただきます。

〈事務局：資料6「市民参加を推進するためのガイドライン」について説明〉

市民協働課長：

平成 29 年度第 3 回の市民参加評価会議の日程を、3 月 9 日（金）午前 10 時からと決定させていただきました。

次の会議では、実際に評価をしていただきます。先ほど説明したように、送付した資料を皆様にチェックしていただき、委員の皆様からはそれを、返信していただきます。事務局で取りまとめたものを、次回会議で、どのような評価とするか話し合ってください、決定していただきます。

また、今日の資料やお話いただいた会議内容は、議事録にしまして、市公式ウェブサイトに掲載させていただきます。

長時間にわたり、ありがあとうございました。

典礼：

以上をもちまして、平成 29 年度第 2 回安城市民参加推進評価会議を終了いたします。
本日はありがとうございました。